

○ハラスメント調査委員会細則

平成24年12月1日

制定

(調査委員会)

第1条 ハラスメント防止対策委員会(以下「防止対策委員会」という。)は、次の各号に該当する場合にハラスメントの事実関係の調査にあたるため、当該事案に関するハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

- (1) 苦情申し立てがあったとき
- (2) 防止対策委員会が、救済及び環境改善のための措置が必要と判断したとき

(任務)

第2条 調査委員会は、次の各号に関する事項を任務とし、いずれも関係者の秘密を厳守した上で対処しなければならない。

- (1) ハラスメントに関する調査の実施。なお申立人及び被申立人などの関係者からのヒアリングは、申立人の同意を得て開始し、複数委員で行うものとする。
- (2) 調査結果については、委員会は初回委員会の開催の日から2ヶ月以内に、文書で防止対策委員会に報告する。ただし、止むを得ない事由があるときは相当期間を延長することができる。
- (3) 委員会の報告書作成は、客観的事実に基づく報告であって、主観的意見を挟んではない。
- (4) 防止対策委員会の求めに応じ、防止対策委員会に出席して、防止対策委員からの質問に対応し、また、防止対策委員会からの要請があれば再調査を行う。
- (5) 理事会の求めに応じ、ハラスメントに関する理事会・常務会に出席して、理事等からの質問に対応し、また、理事会からの要請があれば再調査を行う。

(組織及び対応)

第3条 調査委員は、当該事案ごとに次に定めるところにより、防止対策委員会が指名し、理事長が委嘱する。

- (1) 当該事案の関係する部局以外から、委員のジェンダー比に配慮した者若干名
 - (2) その他理事長が必要と認めた者(学識経験者、弁護士等も含む。)
- 2 前項各号の委員は、複数の事案の調査委員を兼務することを妨げない。
 - 3 調査委員会には委員長を置く。委員長は防止対策委員会が指名する。
 - 4 調査委員は、相談員を兼務できない。
 - 5 調査委員の任期は当該事案に関する調査委員会の任務終了までとする。
 - 6 委員長は、調査委員会を招集し、議長となる。

- 7 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することはできない。
- 8 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員長は必要があると認めた場合は、調査委員会の承認を得て、委員以外のものの出席を求めることができる。
- 10 調査委員会による調査に際し、当事者より付添い人同席の申し出があったときは、委員会の許可を得て付添い人をつけることができる。

(調査にあたっての注意義務)

第4条 調査委員会及び委員は、調査を進めるにあたって次に定める事項に注意しなければならない。

- (1) 調査にあたって、申立人の抑圧、被害のみみ消し等の恐れのある言動を行ってはならない。
- (2) 調査にあたって、常に客観的立場から中立に事実関係を調査し、先入観で判断してはならない。
- (3) 被申立人から「同意があった」旨抗弁があった場合、その有無についての証明責任を申立人に負わせてはならない。
- (4) 調査を担当する委員は、調査開始時より記録を残し、申立人との応対並びに経緯に齟齬が無いようにしなくてはならない。
- (5) 記録への記載事項は以下のとおりとする。
 - A 調査日時
 - B 調査会場
 - C 出席者
 - D 調査すべき内容
 - E 発言者と発言内容
 - F その他必要と思われること
 - G 内容の確認を行うため、当事者並びに出席委員は署名捺印を行う。
- (6) 申立人の意思により、「苦情申立の取り下げ」や「調停」への切り替えをする場合には、防止対策委員会へ報告する。

(責務)

第5条 調査委員は、その任期中及び退任後、任務により知りえた情報を他に漏らしてはならない。

- 2 防止対策委員会への報告書は、複写厳禁とする。また調査途上において得た資料等については、委員長が責任を持って管理若しくは廃棄し、外部への漏洩を防止する。
- 3 万一漏洩等の事態が発生した場合、その行為者は懲戒処分の対象となる。

4 全ての関係資料は、調査終了後直ちに防止対策委員長にその管理を委託する。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 「東京薬科大学セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害に関する調査委員会規程」は、廃止する。

附 則

この細則は、平成25年7月1日から施行する。